

議案第 1 4 号

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年
法律第 5 2 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の一部改正に伴い、条例の
規定を整理するため、君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す
る基準を定める条例（平成 2 5 年君津市条例第 7 号）の一部を改正しようとするものであ
る。

君津市条例第 号

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年君津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
(趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）<u>第 7 8 条の 2 の 2 第 1 項各号並びに</u>第 7 8 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）<u>第 7 8 条の 4 第 1 項</u>及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。